

港区内で工事をする事業者の皆さんへ

「みなとタバコルール」を守っていますか？

港区では「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」で「みなとタバコルール」を定めています。

しかしながら、区には工事現場で働く方の路上喫煙等についての苦情が多数寄せられています。誰もが快適に過ごせるまちを実現するため、「みなとタバコルール」を守っていただくようお願いします。

<こんな苦情が寄せられています・・・>

近所の工事現場で作業員の方が喫煙をしており、
道路に煙が流れてきて非常に迷惑しています。

児童遊園で子どもが遊んでいるすぐそばで、
工事の作業員の人が喫煙していました。

港区全域の道路、公園、児童遊園、公開空地など

屋外の公共の場所は 禁煙 です

※歩きたばこだけではなく、

立ち止まっての喫煙、携帯灰皿を持っての喫煙もできません

(※指定喫煙場所を除く。ルールの詳細は裏面をご覧ください。)



このマークのあるところで

吸ってください

<港区喫煙場所マーク>

工事現場で働く皆さんに
ルールの周知徹底をお願いします



- ◆朝礼で「みなとタバコルール」や指定喫煙場所を周知
- ◆休憩所に「みなとタバコルール」のポスターを掲示 など

※ポスターやリーフレット、喫煙場所マップ等を港区ホームページからダウンロードできます。

港区ホームページ > 環境・まちづくり > 環境 > たばこ対策
> 「みなとタバコルール」を知っていただくために

【みなとタバコルール】

区内全域で全ての人が守るべきルール

港区内全域の道路、公園、児童遊園、公開空地などの屋外の公共の場所では

①たばこの吸い殻のポイ捨て禁止

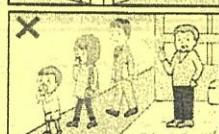


②喫煙禁止（指定喫煙場所を除く）

※指定喫煙場所とは、区が設置、または指定する喫煙場所です。



③私有地であっても、屋外の公共の場所にいる人にたばこの煙を吸わせることがないよう配慮する



区内で事業活動を行う全ての事業者が守るべきルール

- ④事業者の所有する敷地内で喫煙する場合、屋外の公共場所にいる人がたばこの煙を吸わされないようにするために、灰皿の移設、撤去、喫煙場所の確保などの環境整備を行わなければならない。
- ⑤従業員や取引先など事業活動に関わる人に、①から③のルールを守らせるよう努めなければならない。

【問い合わせ】

港区環境リサイクル支援部環境課環境政策係

TEL 03-3578-2506

Nice
Smoking
in
Minato